

避難準備情報・避難勧告・避難指示について

台風・大雨、津波などの災害による被害が予想される場合は、市役所から避難情報(避難準備情報・避難勧告・避難指示)を発令することがあります。

避難情報が発令された場合は、発令情報の種類にそって各自で避難をしてください。

避難準備情報

市民の方に避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の方に対して、早期の避難を求めます。

避難勧告

災害による被害が予想される市民の方に対して、避難を勧めるものです。



避難指示

市民の方に「避難勧告よりも強く」避難を求めるものです。

避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令します。

ただちに避難をしてください。

◇どのようにして避難情報を入手するの？

避難情報発令のお知らせは、市町村防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、テレビ(dボタン)などにより行います。

◇避難情報が発令されたら、どうすればいいの？

避難情報が発令された場合は、率先して避難をしてください。その行動が周囲の避難を促し、命を救うことに繋がります。

- ・避難行動要支援者など、避難に時間がかかる方は、避難準備情報が発令されたら、避難をしてください。
- ・避難行動要支援者以外の方は、避難勧告が発令されたら、避難をしてください。なお、被害の危険が切迫した状況では、いきなり避難指示が発令される場合もあります。

避難の必要性を感じたら、避難情報発令を待たずに自主的に避難をしてください。



◇どこに避難をすればいいの？

学校の体育館や公民館といった指定避難場所への避難が一般的です。しかし、水害などで外に出るのが危険な場合は、無理をせずに自宅の2階や近隣の高い建物へ避難することが適切な場合もあります。

そのため、避難場所への移動だけでなく、右記の行動全てが避難行動となります。

皆さんが取れる避難行動

- ・指定避難場所への避難
- ・公園、親戚や友人の家などの安全な場所への避難
- ・近隣の高い建物などへの避難
- ・建物内の安全な場所での待機

わかやま冬の交通安全運動

12月1日(木)から10日(土)までの10日間、わかやま冬の交通安全運動が実施されます。

この時期は、日没時間が早くなります。明るい色の服装や反射材などを活用し、交通事故防止を心がけましょう。

また、わかやま冬の交通安全運動にともなう街頭啓発活動を12月1日(木)13時30分から14時30分まで、ロマンシティにて実施します。パトカーの展示も予定していますので、ぜひご来場ください。

